

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

基本仮契約書（案）

令和5年10月

府 中 市

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 基本仮契約書

基本仮契約書（以下「基本契約」という。）は、末尾「甲」欄に記名捺印した府中市（以下「甲」という。）と末尾「乙」欄に記名捺印した各当事者（以下総称して「乙」といい、そのうちの、「設計企業」「建設企業」「管理運営企業」「SPC」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計企業」「建設企業」「管理運営企業」「SPC」という。）の間において、本書末尾の日付で締結された。

前 文

甲は、府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、令和5年5月に「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 実施方針」を公表した。

甲は、上記実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認め、本事業を実施する民間事業者を入札手続により募集及び選定するにあたり、令和5年10月に「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業 入札説明書」を公表し、これと一体として本事業に係るその他の要求水準書、落札者選定基準、様式集その他の資料（質問回答の結果のみならず、その後の修正も含むものとする。以下総称して「入札説明書等」という。）を配布した。

甲は、入札説明書等に従い、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを、同グループから提出された提案書、提案価格書、設計図書等一式の書類（当該書類に対する説明内容等も含む。以下「事業者提案」という。）に基づき、落札者として決定し、同グループの構成企業との間で、本事業に関し、令和6年___月___日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

構成員は、基本協定第3条の定めに従い、本事業に係る管理運営の実施を行わせるために、SPCを設立した。

甲及び乙は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第5条の定めに従い、甲及び乙が、本事業に関する特定事業契約（第7条第1項に定義する。以下同じ。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。基本契約は、第7条第1項各号に定める契約と不可分一体として特定事業契約を構成するが、本書は仮契約であって、特定事業契約の締結につき府中市議会の議決を得たときに本契約として成立することを確認する。なお、議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより乙に生ずる如何なる損害についても、甲は、その責めを負わない。

(目的と用語の定義)

第1条 基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約において使用されている用語は、基本契約において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解されるべき場合でない限り、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の日程(以下「事業日程」といい、同別紙第1項に定める期間を「設計・建設期間」といい、同別紙第2項に定める期間を「管理運営期間」という。)のとおりとする。

3 府中リサイクルプラザ(以下「本施設」という。)の敷地内の別紙1第2項第(1)号記載の施設(以下「既存施設」という。)のうち、解体する施設(外構、設備等を含めて「解体対象施設」という。)及び改修する施設(外構、設備等を含めて「改修対象施設」という。)並びに本事業において新設する施設(外構、設備等を含めて「新施設」という。)の概要は、別紙1第2項第(2)号乃至第(4)号記載のとおりとし、その仕様の詳細は、入札説明書等及び事業者提案のとおりとする。

4 本事業において、乙が行う業務は、乙が行う業務として入札説明書等に定めるとおりとし、乙を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を事業者提案に基づき遂行するものとする。

5 本事業において、乙が行う業務の概要は、同別紙第3項第1号に記載のとおりとし(同号ア乃至ウ並びにこれらに関するオの各業務を総称して以下「設計・建設業務」といい、同号エ及びこれに関するオの各業務を総称して以下「管理運営業務」という。)、甲が行う業務の概要は、別紙1第3項第2号に記載のとおりとする。ただし、甲は、本事業を実施するために必要な循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)の申請その他各種申請手続を行うものとするが、乙は、当該申請手続に必要な書類の作成その他甲が要請する事項について甲を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、乙を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 代表企業は、本事業の遂行上の取りまとめを行うものとし、他の乙を代理して基本契約に基づく甲に対する意思表示及び通知その他の連絡を行い、代表企業以外の乙は、これを代表企業を通じて行うものとする（ただし、他の乙のいずれかが、自己に関する事項につき直接甲に対して通知を行った場合を除く。）。甲は、基本契約に基づく乙に対する意思表示及び通知その他の連絡を代表企業に対して行えば足りるものとし、代表企業は、他の全ての乙のために甲の基本契約に基づく一切の意思表示及び通知その他の連絡を受領し、他の乙に連携する。
- (2) 設計企業及び建設企業は、甲から設計・建設業務として、入札説明書等のうちの要求水準書記載の要求水準及び仕様を満たした新施設の整備、改修対象施設の改修及び解体対象施設の解体撤去を事業者提案に基づき実施するために必要な一切の業務（かかる実施に要する事前調査等その他関連業務や事業者提案による追加業務を含むが、事業者提案に基づき除外することについて甲が認めた業務を除く。）の一切を一括して請け負う。
- (3) 建設工事請負契約（第7条第1項に定義する。以下同じ。）に別段の定めがある場合を除き、代表企業は、設計・建設業務の実施上の取りまとめを行うものとし、設計企業及び建設企業を代理して設計・建設業務に関する甲に対する意思表示及び通知その他の連絡を行い、設計企業及び建設企業は、これを代表企業を通じて行うものとする。建設工事請負契約に別段の定めがある場合を除き、甲は、設計・建設業務に関する設計企業及び建設企業に対する意思表示及び通知その他の連絡を代表企業に対して行えば足りるものとし、代表企業は、他の全ての設計企業及び建設企業のために甲の設計・建設業務に関する一切の意思表示及び通知その他の連絡を受領し、他の設計企業及び建設企業に連携する。
- (4) S P Cは、甲から管理運営業務として、入札説明書等のうちの要求水準書記載の要求水準及び仕様を満たして本施設を管理運営するために必要な一切の業務（管理運営に要する住民対応等その他業務や事業者提案による追加業務を含むが、事業者提案に基づき除外することについて甲が認めた業務を除く。）を受託する。
- (5) 管理運営企業は、S P Cの管理運営業務の履行のために必要な人員を確保し、S P Cをして管理運営業務を履行せしめる。
- (6) 管理運営委託契約（第7条第1項に定義する。以下同じ。）に別段の定めがある場合を除き、第1号の定めにかかわらず、S P Cは、管理運営業務の実施上の取りまとめを行うものとし、管理運営業務に関する甲に対する意思表示及び通知その他の連絡を行い、管理運営企業は、甲に対する意思表示及び通知その他の連絡をS P Cを通じ

て行うものとする。管理運営委託契約に別段の定めがある場合を除き、第1号の定めにかかわらず、甲は、管理運営業務に関する意思表示及び通知その他の連絡をSPCに対して行えば足りるものとし、SPCは、管理運営企業に対して甲の管理運営業務に関する一切の意思表示及び通知その他の連絡を連携する。

(建設JVの組成)

第5条 設計企業及び建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、設計企業及び建設企業から成り、かつ代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体(甲型)(以下「建設JV」という。)を組成するものとし、建設JVの組成及び管理運営に関し、特定建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、建設企業(当該建設企業と建設JVを総称して「建設JV等」という。)が元請となり、当該建設企業以外の建設企業及び設計企業がその下請けとなる形態を取る場合又は設計企業を兼ねる場合には、この限りでない。

- 2 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを甲に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を甲に対し提出するものとする。

(SPCの管理運営)

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である管理運営業務を遂行させること及び基本契約においてSPCが担当すべきとされるその他の業務のみを目的として、SPCを適法に新設したものであることを確認する。

- 2 構成員は、甲に対し、SPCの管理運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。
 - (1) SPCは会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社とすること。
 - (2) SPCの本店住所地を府中市内とし、また、府中市以外の土地に移転させないこと。
 - (3) SPCの担当する業務は、管理運営業務の受託及び基本契約においてSPCが担当すべきとされるその他の業務のみとし、SPCの目的をその範囲に限定すること。
 - (4) SPCの株式は株券を発行せず、譲渡制限株式の1種類とし、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号の定めを規定するが、会社法第214条の定めを規定しないこと。
 - (5) SPCの資本金を管理運営期間の開始までに事業者提案により提案された金額とし、事業期間中これを維持すること。
 - (6) SPCの決算期を3月末日とすること。

- (7) マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設企業並びにマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計企業及び建設企業並びにマテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業の全てが事業日程の全期間を通じてS P Cに出資していること。
 - (8) 代表企業の出資比率がS P Cの出資者中最大であること。
 - (9) 前2号の定める出資（出資者構成、出資比率）を、事業期間を通じて維持し、かつ、甲の事前の同意なくして、これを変更し、又は、構成企業以外の第三者による出資は行わせないこと。
 - (10) 構成員は、S P Cが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部若しくは一部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、S P Cを倒産させず、S P Cが管理運営委託契約上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる委託料総額を上限として、S P Cへの追加出資、劣後融資その他甲が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (11) S P Cが管理運營業務を実施するための人員を確保すること及び構成員がこれに協力すること。
- 3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定めに反してS P Cの本店所在地、S P Cの目的、S P Cの資本金額、S P Cの決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
 - 4 S P Cは、基本契約締結後速やかに、甲に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、甲に対して提出するものとする。
 - 5 構成員は、甲に対し、本条第2項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
 - 6 構成員は、甲の要請に応じ、その保有するS P Cの株式に対し、甲の特定事業契約（第7条第1項に定義された意味を有する。）の履行請求権等を被担保債務として、甲との間で甲が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結のうえ、甲のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものとする。
 - 7 前項に定める場合を除くほか、S P C及び構成員は、基本契約の終了に至るまで、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において甲に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のS P Cの議決権比率その他乙が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) S P Cの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法での構成企業以外の第三者によるS P Cへの資本参加の決定
 - (3) 構成企業以外の第三者による出資を認めることとなるか又は代表企業の出資比率が

S P Cの出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

- (4) マテリアルリサイクル推進施設の建屋の建設企業又はマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計企業若しくは建設企業又はマテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業のいずれかが構成員でなくなるS P Cの株式の譲渡、担保設定その他の処分
 - (5) 管理運営期間におけるS P Cの資本金を【●】円以下にする減資
- 8 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行った構成員又はS P Cは、自ら行った当該行為に係る第三者との間の契約書その他当該行為を証する書類の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲が定める書式の誓約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面を添えて甲に対して提出するものとする。
- 9 S P Cは、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、S P Cが別途定めて甲が承認した様式により作成のうえ、甲に提出するものとする。甲は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、S P Cに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、S P Cは、甲の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に甲に提出するものとする。甲は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。甲は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(特定事業契約)

第7条 乙は、本事業に関し、甲との間で、基本契約に基づき、次の各号に定める各契約を締結することにより、基本契約と当該各契約でもって不可分一体の特定事業契約（本書において「特定事業契約」という。）を締結する。

- (1) 建設J V等をして、設計・建設業務に関し、甲との間で、入札説明書等に案文が掲げられた建設工事請負契約書（本書において「建設工事請負契約」という。）を基本契約の締結日付で締結させる。
 - (2) S P Cは、管理運営業務に関し、甲との間で、入札説明書等に案文が掲げられた管理運営委託契約書（本書において「管理運営委託契約」という。）を基本契約の締結日付で締結する。
- 2 特定事業契約の締結は、本条その他基本契約の定めによるほか、甲が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。
- 3 甲の定める条例、規則等その他日本国の法令及び特定事業契約に定めのない事項につ

いては、必要に応じて甲が乙と協議のうえで定める。特定事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

- 4 甲の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と特定事業契約の規定とが相互に矛盾するときは、取締法規及び強行法規を除き、特定事業契約の定めるところによるものとする。

(設計・建設期間の業務)

第8条 設計・建設期間における設計・建設業務は、入札説明書等のうちの要求水準書記載の設計・建設業務に係る該当の要求水準及び仕様並びに本施設の要求水準及び仕様を全て満たし、かつ、事業者提案による提案が甲により認められた内容で全て実現されてなければならないものとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設JV等は、建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、建設工事請負契約締結後速やかに、設計に着手させ、建設企業をして、事業者提案に従って工事（解体撤去工事及び改修工事を含む。）を完成させて設計・建設期間の満了日までに新施設、改修対象施設その他の工事目的物（解体された解体対象施設の跡地を含む。）の全ての甲への引渡しを完了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(管理運営期間の業務)

第9条 管理運営期間における管理運営業務は、入札説明書等のうちの要求水準書記載の管理運営業務に係る該当の要求水準及び仕様を全て満たすものとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、管理運営業務の遂行期間は管理運営期間とし、管理運営期間の初日において、本施設の供用を開始するとともに、管理運営業務の実施が開始され、これらを管理運営期間の満了日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、管理運営業務の詳細は、管理運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 SPCは、管理運営業務を管理運営委託契約の定めるところに従って遂行し、管理運営企業は、これを確実にする。また、かかる義務を履行するためのSPCといずれかの管理運営企業との間の契約が解除その他の事由の如何を問わず、管理運営期間の途中で終了する場合その他当該管理運営企業に起因してSPCによる業務の履行が全うされないおそれを甲が合理的に認めてSPCに要請した場合には、当該管理運営企業を除く乙は、当該管理運営企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、入札説明書等の定める当該管理運営企業の備えるべきと定められた参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継企業候補者」という。）を探索し、当該管理運営企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継企業候補者から内

諾を得たうえで、後継企業候補者の情報その他甲が合理的に求める情報を開示して後継企業候補者への業務の引継の検討を書面で甲に打診することができる。当該打診が基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他甲の定める諸規定が許容する限り、甲は、当該打診を甲において検討する期間中、管理運営委託契約及び基本契約を解除しないことができる。

- 5 甲は、前項の定めるところに従って後継企業候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、当該管理運営企業及び後継企業候補者との間で、SPCと管理運営企業との間の既存契約上の当該管理運営企業の地位を後継企業候補者に承継させる契約その他必要な契約を締結することができる、SPC以外の乙も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを甲に提出する。
- 6 第4項及び第5項の適用がある場合、乙は、甲に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して甲に補償するものとする。

(再委託等)

- 第10条 設計・建設業務の再委託又は下請けに関し、建設JV等は、建設工事請負契約の定めるところに従う。
- 2 管理運営業務に関し、SPCは、管理運営委託契約の定める場合を除くほか、管理運営企業以外の第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第11条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って後継企業候補者が管理運営企業からその業務を承継する場合には、乙は、後継企業候補者をして、管理運営企業の基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務(ただし、既発生のもは除かれるものとする。)を後継企業候補者に承継させるものとし、甲及び乙は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

(損害賠償)

- 第12条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの乙の甲に対する賠償義務については、他の乙も連帯して責任を負うものとし、甲は、乙

の全部に対して、甲が被った損害の全額について賠償請求するものとする。

(契約の不調)

第 13 条 事由の如何を問わず、特定事業契約のいずれかが成立に至らなかった場合には、別段の合意がない限り、特定事業契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第 14 条 特定事業契約の締結について府中市議会の議決を得て本契約として効力を生じ、履行が完了されたものを除き、管理運営期間の満了日の経過を以てその効力を喪失するまで、特定事業契約の各規定は甲及び乙を法的に拘束するものとする。乙は、SPCをして、管理運営期間終了後の引継ぎ時において甲の定める要求水準及び仕様を満足する状態で本施設を甲又はその指定する第三者に引継ぐものとする。なお、乙は、管理運営期間終了後の措置については、管理運営期間開始後 15 年目に甲との協議を開始しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、甲の第 12 条に基づく乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 特定事業契約に関して、乙の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は、排除措置命令又は納付命令において、特定事業契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

② 構成企業（構成企業の役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(2) 乙の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 役員等（当該構成企業の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号

に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 乙が①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) 乙が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間を設けて是正勧告したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

(4) 締結している基本契約以外の特定事業契約が甲により解除された場合。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、乙の第12条に基づく甲に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 甲が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、乙が相当期間を設けて是正勧告したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

(2) 締結している基本契約以外の特定事業契約が乙により解除された場合。

5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条乃至第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合、何らの意思表示もなしに、その時点で甲が基本契約を解除したものとみなされるものとする。

(1) 乙のいずれかが基本契約の債務の履行を拒否し、又は、いずれかの乙の責めに帰すべき事由によってその基本契約の債務について履行不能となった場合

(2) 次の各号に掲げる者が基本契約を解除した場合

- ① いずれかの乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平

成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

② いずれかの乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

③ いずれかの乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

7 甲及び乙は、第2項乃至第6項の定めるところに従って基本契約が解除された場合、締結している基本契約以外の特定事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めに従うものとする。

(秘密保持等)

第15条 甲及び乙は、特定事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、特定事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙が基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙(ただし、第4号及び第5号の場合には、当該号に定める当事者に限る。)は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲が守秘義務契約を締結した者に開示する場合

(5) 甲が本施設の管理運営に必要と認めた場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、特定事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、特定事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令に従うほか、「個人情報の取扱いに関する特約条項」その他甲の定める諸規定を遵守するものとし、特定事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

（管轄裁判所）

第16条 基本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第17条 基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

基本契約の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和____年____月____日

(甲)

(乙) <代表企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<設計企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<建設企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<管理運営企業>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

<SPC>

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

別紙1 事業の概要

1. 事業の名称

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業（本事業）

2. 施設の概要

(1) 既存施設の概要

施設名	施設概要
選別棟	処理能力：60 t/日 処理対象物：燃やさないごみ、容器包装プラスチック
管理棟	処理能力：4.6 t/日 処理対象物：ペットボトル
資源棟	処理能力：49.5 t/日 処理対象物：ふとん、粗大ごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、びん、かん
保管棟	第一保管棟、第二保管棟、第三保管棟
その他施設	既存計量棟、除害施設、車庫、駐車場スペース、門扉、柵、外構設備等

※処理能力はしゅん工当時の数値である。

(2) 新施設の概要

計画地	建設予定地	東京都府中市四谷6丁目58番地 (府中市リサイクルプラザ内)	
	敷地面積	20,542.66 m ²	
新施設（マテリアルリサイクル推進施設）	施設規模	(1) 燃やさないごみ : 15.0 t/5h (2) 粗大ごみ : 8.2 t/5h (3) プラスチック : 22.1 t/5h (4) びん : 9.0 t/5h (5) かん : 2.8 t/5h (6) ペットボトル : 4.4 t/5h (7) ふとん : 0.5 t/5h (8) その他、有害ごみ、危険ごみ、せん定枝の受入ヤード（仮置ヤード）を設ける。	
		処理方式	破砕・選別・圧縮・こん包・保管
		その他施設	計量棟、仮置ヤード、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障、新施設と管理棟間の渡り廊下等

(3) 解体対象施設の概要

- a 選別棟
- b 管理棟のペットボトル処理施設
- c 資源棟
- d 第一保管棟
- e 第二保管棟
- f 第三保管棟
- g 車庫
- h 除害施設
- i 駐車場スペース
- j その他解体が必要な施設（外構設備、植栽等を含む。）

(4) 改修対象施設の概要

- a 管理棟
- b 既存計量棟

3. 事業の対象となる業務範囲の概要

(1) 乙が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- ① 電波障害調査
- ② 周辺家屋への日照影響等調査
- ③ 解体撤去に必要なアスベスト等調査
- ④ 土壌汚染状況調査
- ⑤ その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む。）

イ 新施設及び解体対象施設の設計・建設に関する業務

- ① 新施設機械設備工事
- ② 土木・建設工事
- ③ 解体対象施設撤去工事
- ④ 跡地整備工事
- ⑤ その他の工事

ウ 改修対象施設の設計・建設に関する業務

- ① 管理棟改修工事
- ② 既存計量棟改修工事
- ③ その他の工事

エ 本施設の管理運営に関する業務

- ① 受付・受入管理業務
- ② 運転管理業務

- ③ 用役管理業務
- ④ 維持管理業務
- ⑤ 環境管理業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 啓発業務（見学者対応及び行政視察等の甲への対応支援を含みます。）
- ⑧ 管理棟の管理運営業務（啓発設備等の運営及び管理棟の維持管理）
- ⑨ その他関連業務（近隣住民等の対応、清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの改訂・発行等）

オ その他の業務

- ① 必要な諸官庁届出等（乙が行うべきもの）
- ② 交付金申請など甲が行う諸官庁届出等の支援
- ③ 甲が行う近隣住民等の対応支援

(2) 甲が行う業務

ア 事前調査等に関する業務

- ① 建設用地の確保
- ② 整備発注に係る測量、地質調査
- ③ 各種許認可の実施
- ④ 生活環境影響調査

イ 新施設の整備に関する業務

- ① 事業者が行う新施設の設計及び施工の監理
- ② その他これらを実施する上で必要な業務

ウ 改修対象施設の整備に関する業務

- ① 事業者が行う改修対象施設の設計及び施工の監理
- ② その他これらを実施する上で必要な業務

エ 本施設の管理運営に関する業務

- ① ごみの収集、運搬及び搬入
- ② 既存施設の運転・維持管理（新施設の供用開始まで）
※計量については、新施設の供用開始までとする。
- ③ 資源物及び残さ等の売却先・引渡し先の選定
- ④ 選別・圧縮した資源物及び残さの搬出及び処分（積込みは乙所掌）
- ⑤ せん定枝・危険物・有害物・適正処理困難物の搬出及び処分（積込みは乙所掌）
- ⑥ 乙が行う施設運営のモニタリング
- ⑦ その他これらを実施する上で必要な業務

オ その他の業務

- ① 近隣住民等の対応（甲が負担すべき範囲）
- ② 交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続
- ③ 行政視察等の対応
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

以 上

別紙2 事業日程

1 設計・建設期間

令和6年10月から令和11年12月までの5年3か月間

(1) 先行解体

令和7年7月から新施設の建設工事の着手まで

(2) 新施設の建設

新施設の建設先行解体後から令和10年1月まで

(3) 解体対象施設の解体及び跡地整備等

新施設のしゅん工後から令和11年12月まで

(4) 管理棟及び既存計量棟の改修

令和6年10月から令和11年12月まで

2 管理運営期間

令和10年2月から令和29年3月までの19年2か月間

(1) 新施設

令和10年2月から令和29年3月まで

ただし、渡り廊下の管理運営は令和12年1月からとする。

(2) 管理棟

令和10年2月から令和29年3月まで

(3) 既存計量棟

令和10年2月から令和29年3月まで

以 上